



茨城町公共施設等総合管理計画

概要版



茨 城 町

平成 29 年 3 月

1. 公共施設等総合管理計画とは

【計画策定の背景と目的】

高度経済成長期の人口増加と町民ニーズの拡大に伴い、多くの公共施設を整備してきました。しかし、これらの施設の約半数は、建築後 30 年以上経過し、老朽化による改修・更新が同時期に到来することから、多額の更新費用が必要になることが見込まれています。

一方で、人口減少と少子高齢化が進行し、現在およそ 33,000 人の人口が平成 67 年には 22,000 人台に減少すると推計され、税収減や社会保障費の増大が想定されています。

こうした背景から、公共施設について総合的に管理し、全体的かつ長期的な視点で効率的に維持管理を行い、更新等を計画的に進めていくため、「茨城町公共施設等総合管理計画」を策定いたします。

【計画期間】

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間

【対象施設】

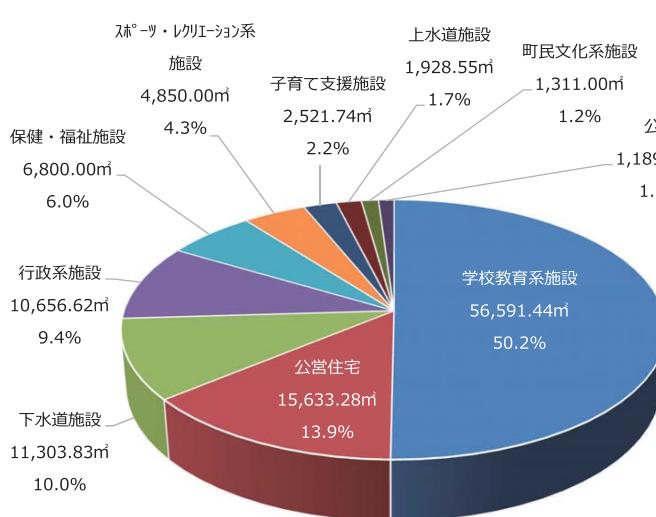
本町が保有する建築物系公共施設及びインフラ系公共施設（以下、「公共施設等」という。）を対象としています。建築物系公共施設として、庁舎や学校など 156 施設及びインフラ系公共施設として、道路、橋りょうなどがあります。

公共施設等の保有状況は以下のとおりです。

（平成 27 年度末）

公共施設等の種別		保有量等
建築物系公共施設		112,786.12 m ²
インフラ系公共施設	道路	延長 955,173m 面積 3,850,683 m ²
	橋りょう	橋りょう数 155 橋 面積 15,992.59 m ²
	上水道	管路 466,957.63m
	下水道	管路 137,832.95m

【建築物系公共施設の施設類型別延床面積】（平成 27 年度末）

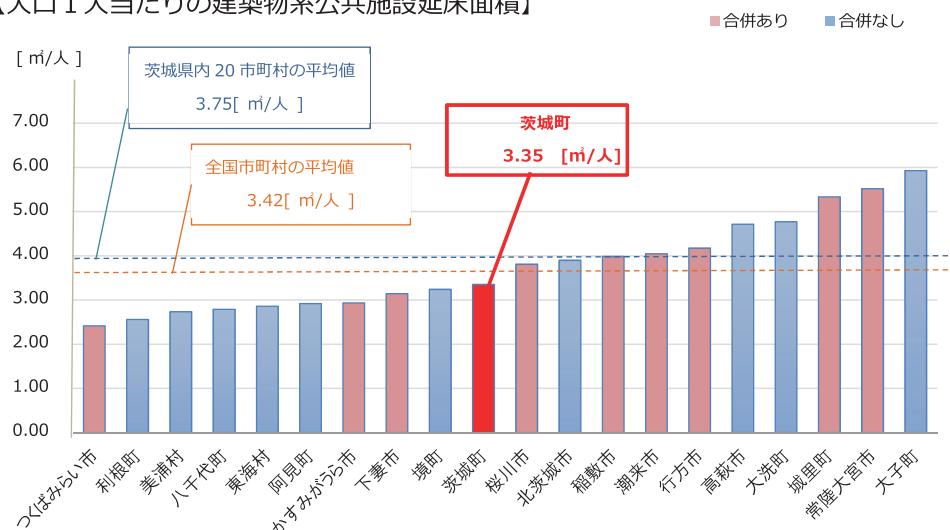


本町の建築物系公共施設の延床面積は、112,786.12 m²となっています。

これらの施設を用途や機能ごとに 10 類型に分類すると、学校教育系施設の延床面積の構成比率が最も大きく、建築物系公共施設全体の 50.2% を占めています。

次いで、公営住宅が 13.9%、下水道施設が 10.0% と続いています。この 3 つの施設類型で全体の約 3/4 を占めています。

【人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積】

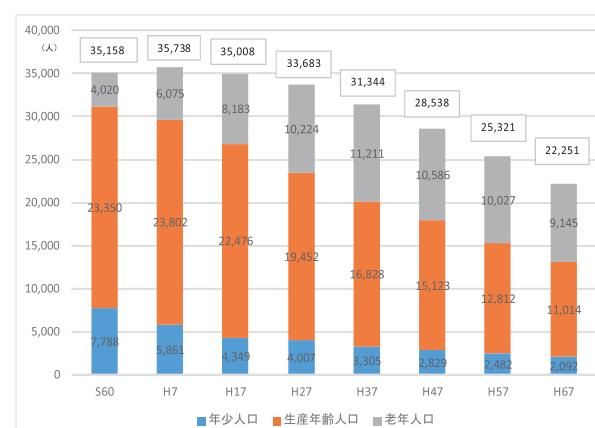


本町が保有する建築物系公共施設の延床面積を人口 1 人当たりに換算すると 3.35 m²/人になります。

これは、県内の地方公共団体のうち、人口が 1 万人以上 5 万人未満の市町村における人口 1 人当たりの公共施設延床面積の平均値 3.75 m²/人よりも、やや低い水準にあります。

2. 人口及び今後の見通し

【人口推移と将来人口推計】（「茨城町人口ビジョン」より）

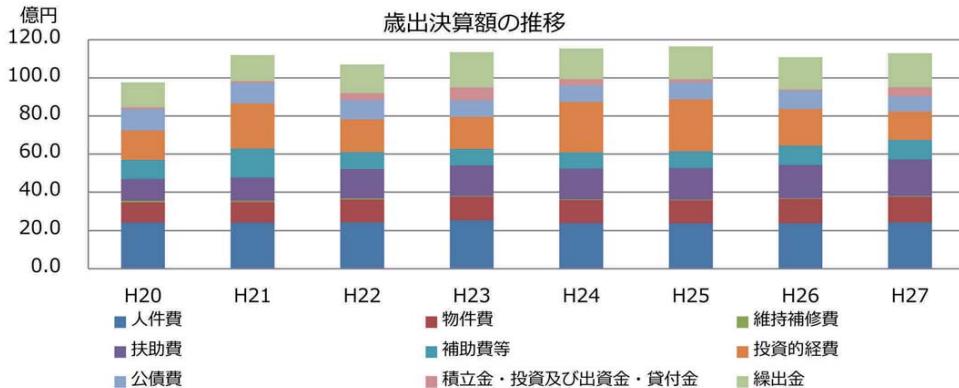


本町の人口は平成 7 年の 35,738 人をピークに減少に転じています。平成 27 年を起点とすると 40 年後の平成 67 年には 22,251 人に減少するものと見込まれています。特に生産年齢人口の減少幅が大きく、平成 27 年には 19,452 人であったものが、平成 67 年には 11,014 人となるため、税収の低下が見込まれます。

このような中で、平成 27 年 12 月に「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少を抑制する対策を講じることとしております。

3. 茨城町の公共施設等を取り巻く現状

【歳出（一般会計）の推移】



歳出は、東日本大震災の影響もあり、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて増加しておりますが、平成 26 年度以降は約 110 億円で推移しています。義務的経費のうち人件費、公債費は同水準であるものの、扶助費は年々増加しており、今後も少子高齢化の進行により増加が見込まれます。そのため、財政状況はさらに厳しくなると予想され、公共施設等の整備に係る投資的経費については、現状の水準を維持していくことが困難な状況になることが想定されます。

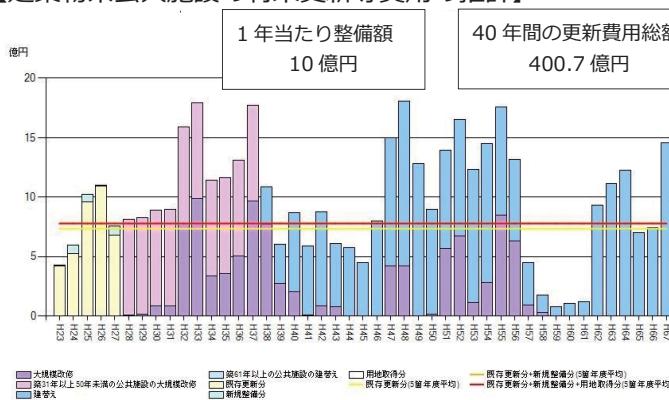
【建築物系公共施設の建築年度別整備延床面積】

	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	合計
町民文化系施設		134.00		772.00	405.00	1,311.00
スポーツ・レクリエーション系施設		1,023.00		422.00	3,405.00	4,850.00
学校教育系施設	15,223.04	3,788.00	5,482.40	11,906.00	20,192.00	56,591.44
子育て支援施設	475.74		351.00	1,267.00	428.00	2,521.74
保健・福祉施設			6,800.00			6,800.00
行政系施設	2,344.62	1,561.00	6,593.00	158.00		10,656.62
公営住宅		844.00	4,639.00	7,876.00	2,274.28	15,633.28
公園	37.06	115.00	997.10	40.50		1,189.66
上水道施設		323.04	433.65	1,171.86		1,928.55
下水道施設	269.99	10,343.85	641.99	48.00		11,303.83
合計(m ²)	18,350.45m ²	18,131.89m ²	25,938.14m ²	23,661.36m ²	26,704.28m ²	112,786.12m ²
構成比	16.2%	16.1%	23.0%	21.0%	23.7%	100.0%

建築物系公共施設について、平成 28 年 3 月 31 日を基準として築年数別に整備状況を整理しました。築 30 年未満の建物は全体の 55.3% であり、建物の老朽化が懸念される築 30 年を経過した建物は全体の 44.7% と半数近いことが分かります。

今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えの時期が一齊に到来することが予想されます。

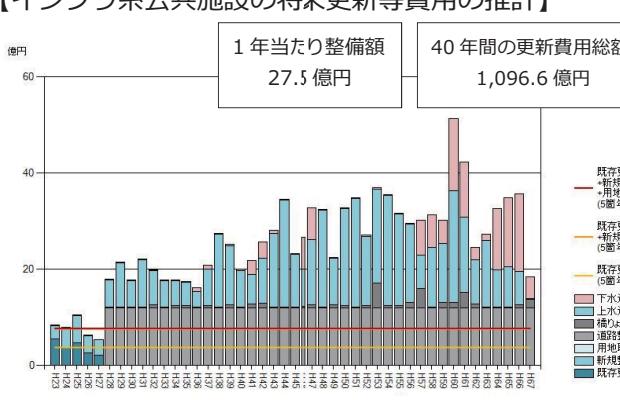
【建築物系公共施設の将来更新等費用の推計】



平成 28 年から平成 67 年までの 40 年間にかかる建築物系公共施設の更新等費用について、全施設を更新することを前提として推計した結果、総額が約 400.7 億円（10 億円/年）となりました。（公共施設等更新費用試算ソフトの試算による）

※閉校小学校の校舎については、一部を除いては更新（建替え）の予定がないため、上記試算は実際の更新等費用より高い数値となっております。

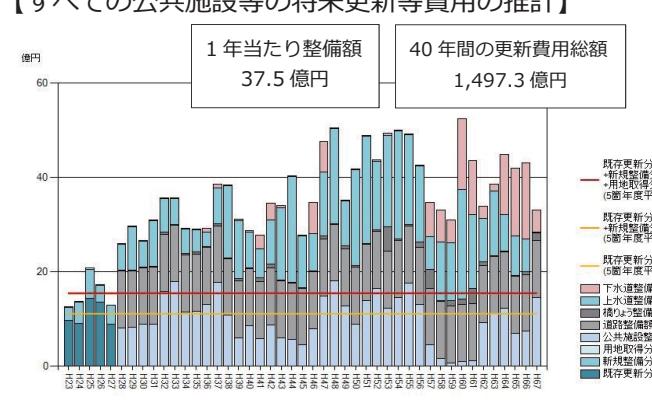
【インフラ系公共施設の将来更新等費用の推計】



建築物系公共施設同様、40 年間にかかるインフラ系公共施設の更新等費用を推計した結果、総額が約 1,096.6 億円（27.5 億円/年）となりました。（公共施設等更新費用試算ソフトの試算による）

※インフラ系公共施設については、将来負担を踏まえ、随時状況を確認しながら更新しています。

【すべての公共施設等の将来更新等費用の推計】



建築物系公共施設およびインフラ系公共施設の試算結果として今後 40 年間にかかるすべての公共施設等の更新等費用を推計した結果、総額が約 1,497.3 億円（37.5 億円/年）となりました。（公共施設等更新費用試算ソフトの試算による）

今後は、計画的な維持更新が必要となります。

4. 現状と課題に関する基本認識

【公共施設等の老朽化への対応】

本町の保有する建築物系公共施設は 156 施設、延床面積 112,786.12 m² (3.35 m²/人) となっていますが、そのうち約 45%が建築後 30 年以上経過した施設です。今後、更新時期を迎える公共施設等が多くなることから、財政負担が大きくなることが懸念されます。現在あるすべての公共施設等を維持し続けることは困難になる見込みであるため、選択と集中による最適な公共施設等の総量、規模、配置を検討する必要があります。

【厳しさを増す財政状況への対応】

今後、生産年齢人口の減少に伴う税収減少が懸念されます。また、義務的経費が増加する見込みで、公共施設等の更新、維持管理に必要な投資的経費の確保が難しくなることが想定されます。

限られた財源を効果的に活用していくために、中長期的な視点で最適な公共施設等の更新、維持管理・運営を行う必要があります。

5. 計画の基本理念・方針

【基本理念】

安全・安心な公共サービスを提供し続けるため、公共施設の最適化によって財政的負担を軽減し、次の世代へ負担を先送りしないための取り組みを進めます。

【建築物系公共施設に関する基本方針】

1. 人口減少や町民ニーズの変化に対応し、安全・安心な公共サービスを提供し続けるために、運営の工夫や町民協働・民間事業者との連携等により、公共施設の質の向上、さらにはより効果的な維持管理・運営を行います。
2. 安全・安心な公共サービスを提供し続けるため、耐震化の推進や日ごろからの維持保全等により安全確保に努めます。
3. 限られた財源のもとで公共サービスの水準を確保するため、優先度や緊急度を踏まえた修繕、更新等を実施するとともに、可能な限り公共施設の長寿命化を図ります。

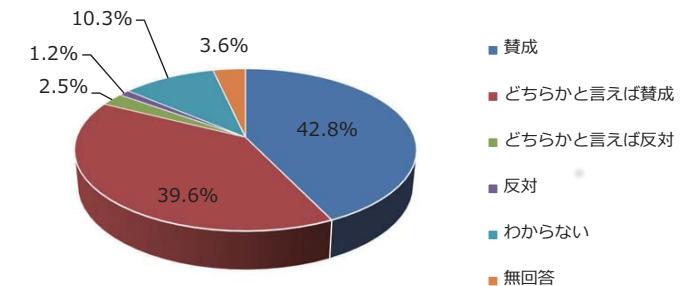
【インフラ系公共施設に関する基本方針】

1. 災害時にも必要な機能を確保できるよう、計画的な整備・更新に取り組み、町民生活の安全性及び利便性の確保に努めます。
2. 定期点検結果をもとに健全度を把握し、修繕の優先順位、時期を設定するなど、計画的な修繕を推進し、修繕の効率化や長寿命化に努めます。

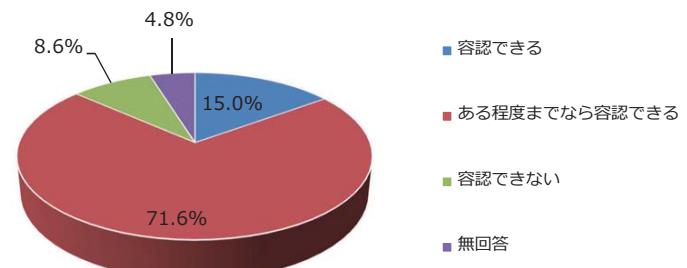
6. 町民意識

町民の皆さまの公共施設の利用状況や老朽化などに対する問題意識を把握するとともに、今後の公共施設の活用などに関するご意見やご感想をいただき、本計画の基礎資料とするため、18 歳以上の 2,800 人（無作為抽出）にアンケートを実施しました。

- ◆公共施設の老朽化の現状を踏まえ、今後も安全で安心な公共施設を提供するため公共施設の縮小や廃止、複合化といった取り組み（話し合い）を進めようとしていることについて、「賛成」または「どちらかと言えば賛成」と回答した方が全体の約 82%を占めています。



- ◆公共施設マネジメントを進めた場合、施設の複合化や廃止により、今まで利用できた施設が利用できなくなったり、使用料が値上がりしたりする場合もあることについて、「容認できる」または「ある程度容認できる」と回答した方が全体の約 87%を占めています。



7. 計画の推進

- ◆全庁横断的な取組体制を構築するとともに、PDCA サイクルを実施して進行管理を行っていきます。
- ◆公共施設等の点検や修繕等の情報を適切な形で蓄積、一元管理し、それらのデータを庁内で共有することで、全庁横断的かつ効率的な施設の管理・運営に努めます。



茨城町公共施設等総合管理計画【概要版】

発行者 茨城町

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL 029-292-1111

FAX 029-292-6748

H P <http://www.town.ibaraki.lg.jp>